

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 22 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

（２）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区 域

高知沖海域（別添付図のとおり）

（２）期 間

令和 7 年 10 月 22 日～令和 7 年 11 月 25 日

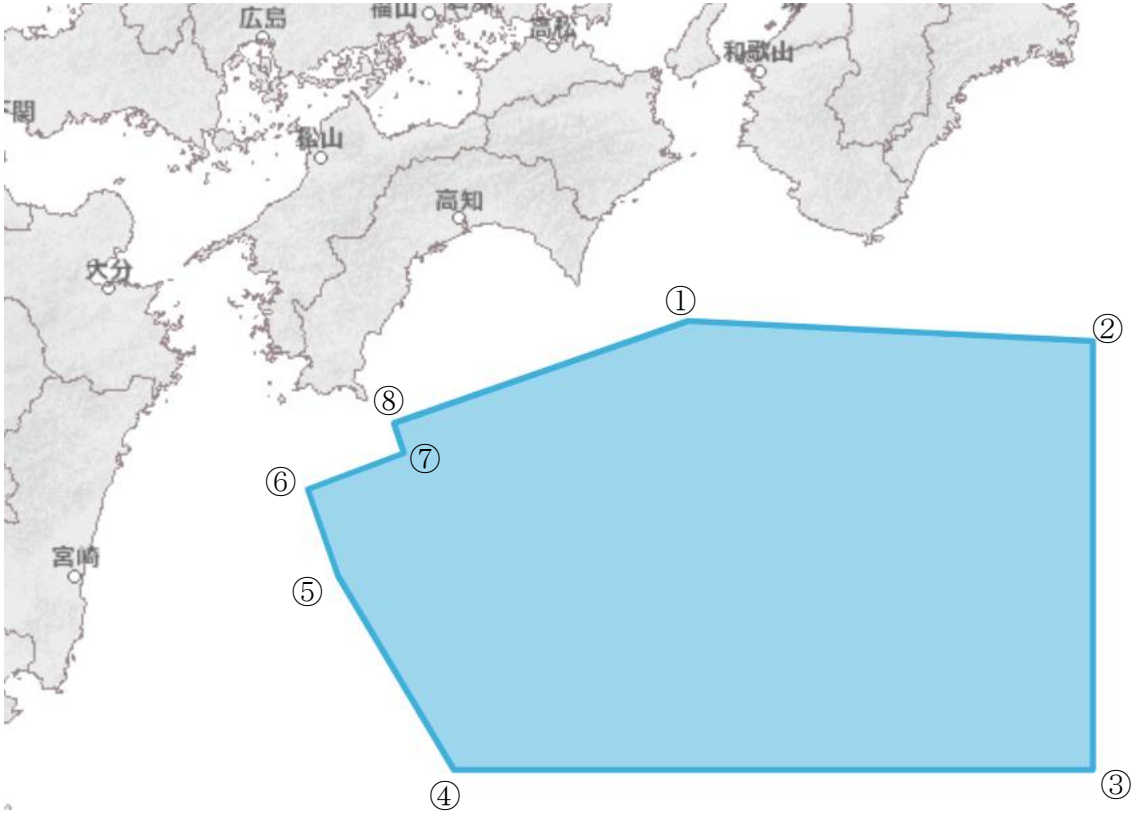
3 水路測量の実施方法

音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	33 °	05 ′	17 ″	134 °	47 ′	24 ″
2	33 °	00 ′	00 ″	137 °	00 ′	00 ″
3	31 °	00 ′	00 ″	137 °	00 ′	00 ″
4	31 °	00 ′	00 ″	133 °	30 ′	00 ″
5	31 °	54 ′	55 ″	132 °	52 ′	06 ″
6	32 °	18 ′	52 ″	132 °	41 ′	58 ″
7	32 °	28 ′	32 ″	133 °	13 ′	42 ″
8	32 °	37 ′	00 ″	133 °	10 ′	09 ″

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan